4月から、保育所(園)の保育料を旧市町の最低額で統一します。

保育料は、今まで、合併前の旧市町の区域ごとに定められていましたが、平成20年4月から、区域（笠間、友部、岩間）ごとの各区分の最低額で、下表のとおり統一します。

これは、合併後3年を目途に統一することとなっていた合併事務事業調整方針に基づくもので、市では、県内保育料の状況を調査するとともに、平成18年11月に笠間市保育料審議会（委員12人、公開開催）を設置し、諮問しました。

審議会では、旧市町の保育料に大きな差があったため、平成19年1月から慎重に審議を重ね、「保育料は、国の基準で定める各階層の額の5割～7割等とし、厳しい財政状況の中、子育て家庭の負担に対し、最大限に配慮した保育料に統一･決定されますように」とする結果を、8月に市長あてに答申しました。

この答申を受け、市では県内合併市における保育料の設定方法、旧市町保育料の歴史的経緯及び答申書の考え方を踏まえ、子育て支援・少子化対策として保育料を最大限に軽減し、合併によって統一すべき保育料については、「各区分の最低額による保育料」で統一することに決定したものです。

笠間市保育料徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額）		
区　分	定　　義		3歳児未満	3歳児	4歳児以上
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4から第7階層を除き，前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4，000円	2，400円	2，400円
第3階層		市町村民税課税世帯	10，000円	7，000円	7，000円
第4階層	第1階層を除き，前年度分の所得税課税世帯であって，その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40，000円未満	19，000円	16，000円	16，000円
第5階層		40，000円以上103，000円未満	33，000円	25，000円	23，000円
第6階層		103，000円以上413，000円未満	45，000円	26，000円	23，000円
第7階層		413，000円以上	52，000円	26，000円	23，000円

問合せ先：子ども福祉課（内線162）

県下最大級の「アンナペレンナ大聖堂」で永遠の愛を誓う！！

お父様・お母様が結ばれた式場で、思い出に残るウェディングを…
「親子2世代」結婚式キャンペーン
¥500,000-OFF
キャンペーン期間
平成20年・12月末日まで
新郎または新婦のご両親が当館で結婚されたカップルが対象です！
※70名様以上の挙式・披露宴をご利用された場合※他のプランとの併用は致しかねますのでご了承下さい

用途で選べる大小18の多彩なバンケット
歓送迎会・謝恩会・卒園卒業入学就職祝い・節句祝いなど
少人数より承り中！ご予算のご相談等お気軽にお問合わせ下さい。

詳しくはパークスガーデンプレイスまでお問い合わせ下さい。全プラン30日前のご予約でもOK！
茨城県笠間市旭町305 TEL.0296-78-1122 FAX.0296-77-3924 営業時間10：00～